

(別紙2) 入札参加資格審査申請に係る提出書類について

(2) 測量・建設コンサルタント

	提出書類名	提出形式	提出の要否	備考
1	朝来市競争入札参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント】	Excel	必須	・ <u>朝来市様式</u> を必ず使用すること。
2	営業所一覧表 (様式 共通1)	PDF	必須	・任意様式でも可
3	測量等実績調書(様式 測量コンサル1)	PDF	必須	・直前2年間分 ・任意様式でも可
4	営業許認可及び登録証明書	PDF	該当者のみ	・入札・契約等に関する一切の業務を支店等に委任する場合は、委任先の登録が確認できる書類も提出すること。＜注1＞
5	技術者経歴書(様式 測量コンサル2)	PDF	必須	・任意様式でも可
6	登記事項証明書又は代表者身分証明書	PDF	必須	・申請日前3ヵ月以内のもの ・法人:法務局登記官証明のもの ・個人:本籍地の市区町村長証明のもの
7	国税の滞納がない証明書	PDF	必須	・申請日前3ヵ月以内のもの ・法人(様式その3の3):法人税、消費税 ・個人(様式その3の2):所得税、消費税 ＜注2＞
8	朝来市税の滞納がない証明書	PDF	該当者のみ	・申請日前3ヵ月以内のもの ・朝来市内に本店又は入札・契約等に関する一切の業務を委任する支店等がある場合は必要 ・法人:市税及びこれに附帯する徴収金 ・個人:市税及びこれに附帯する徴収金 ＜注3＞
9	財務諸表(決算書)	PDF	必須	・直前2年分決算財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) ・個人:確定申告書の写しでも可(収支内訳書・決算書を含む。マイナンバーが記載されていないもの。) ※1年ごとにPDF形式で添付すること
10	使用印鑑届 (様式 共通2)	PDF	必須	＜注4＞
11	印鑑証明書	PDF	必須	・申請日前3ヵ月以内のもの ・法人:法務局登記官証明のもの ・個人:住所地の市区町村長証明のもの
12	委任状 (様式 共通3)	PDF	該当者のみ	・ <u>朝来市様式</u> を必ず使用すること。 ・入札・契約等に関する一切の業務を支店等に委任の場合のみ ＜注4＞

	提出書類名	提出形式	提出の要否	備考
13	事業所確認書 (様式 共通4)	PDF	該当者のみ	・ 朝来市様式 を必ず使用すること。 ・入札・契約等に関する一切の業務を朝来市内に所在する支店等に委任する場合のみ

<注1>

①測量業者の登録証明

- ・測量を希望する場合、測量法第55条による測量業者の登録証明願(証明を受けたもの)、測量法に基づく測量業者としての登録について(通知)のいずれかを提出してください。
- ・契約権限を支店等に委任する場合、当該支店等の登録が確認できる書類(測量法第55条の8の規定に基づく書類)を提出してください。

②建築士事務所の登録証明

- ・建築関係建設コンサルタント業務における「建築一般」を希望する場合、建築士法第23条による建築士事務所登録証明書、建築士事務所登録通知書、建築士事務所登録済証のいずれかを提出してください。
- ・契約権限を支店等に委任する場合、当該支店等の登録証明書を提出してください。

③不動産鑑定業者の登録証明

- ・補償関係コンサルタント業務における「不動産鑑定」を希望する場合、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による不動産鑑定業者の登録証明願(証明を受けたもの)、不動産鑑定登録通知書のいずれかを提出してください。
- ・契約権限を支店等に委任する場合、当該支店等の登録が確認できる書類を提出してください。

④その他の登録証明書等

- ・建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、土地家屋調査士登録、司法書士登録、計量証明事業者登録およびその他希望する業務に係る登録を受けている場合は、当該登録通知等・許認可・登録等を証明するものを提出してください。

<注2>

国税の滞納がない証明書はオンラインで請求可能です。詳細はリンク先をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm#online>

<注3>

朝来市税の滞納がない証明書は、税務関係証明書等交付申請書(代理の場合は委任状が必要)により朝来市 市民生活部 税務課及び各支所(以下「市税務課等」という。)で発行(1枚 300 円)します。詳細はリンク先をご確認ください。

[税務関係証明書等交付申請書及び委任状 - 朝来市公式ホームページ \(city.asago.hyogo.jp\)](http://city.asago.hyogo.jp)

※直近に納付された市税がある場合、情報の反映に2週間程度かかる場合があるため、市税務課等で証明書が交付できないことがあります。その際は、納付した市税がわかる領収書等を市税務課等まで持参してください。

<注4>

委任状を提出する場合、受任者が使用する印鑑が使用印となります。使用印鑑届の使用印と委任状の受任者の印を一致させてください。